

答 申 第 1 2 号  
平成27年3月18日

富山県知事 殿

富山県個人情報保護審議会  
会 長 細 川 俊 彦



特定個人情報保護評価に関する規則第7条第4項の規定に基づく  
特定個人情報ファイルの取扱いについて（答申）

平成27年1月26日付け税第9号により諮問のあった、県税賦課徴収事務に係る特定個人情報ファイルの取扱いについて、富山県個人情報保護条例第45条第2号の規定に基づき、次のとおり答申します。

記

県税賦課徴収事務に係る特定個人情報保護評価書案（以下「評価書案」という。）に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて、当審議会が点検を行ったところ、当審議会の意見を聴き適切な見直しが講じられ、特定個人情報保護評価指針（平成26年4月18日特定個人情報保護委員会告示第4号。以下「指針」という。）に定める実施手続等に適合した評価が実施されており、かつ、当該評価書案の内容は、指針に定める評価の目的等に照らし妥当であると認められる。

税 第 9 号

平成27年1月26日

富山県個人情報保護審議会

会長 細川俊彦 殿

富山県知事 石井 隆



特定個人情報保護評価に関する規則第7条第4項の規定に基づく特定  
個人情報ファイルの取扱いについて（諮問）

特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第  
1号）第7条第4項の規定により、下記の特定期間個人情報保護評価書に記載された特定  
個人情報ファイルの取扱いについて意見を聴くため、貴審議会に諮問します。

記

特定個人情報保護評価書（全項目評価書）

（評価書名： 県税賦課徴収事務 全項目評価書 ）



事務担当 経営管理部税務課管理係